

経緯

- 内閣府行政刷新会議による規制仕分け(平成23年3月7日) 「法的措置についても早急に検討」(評価結果)
- 「規制・制度改革に係る方針」(平成23年4月8日閣議決定) 「貴金属等の買取業者による自宅への強引な訪問買取から消費者を保護するための法的措置について、・・・平成23年度中に検討・結論を得ること」
- 貴金属等の訪問買取に関する研究会(消費者庁の研究会として、学者、弁護士、消費者団体、関係省庁で構成) 中間とりまとめ(平成23年12月9日) 「特定商取引法の改正により対応すべき」

トラブルの現状

一昨年度から今年度にかけて、貴金属等を中心に、訪問購入に関し、消費者から各消費生活センターに寄せられる相談件数が激増。

<貴金属等の訪問購入のトラブルの主な事例>

【着物の購入のはずが、貴金属の購入も執拗に要求してきた業者】

一人暮らしの母宅へ突然不要な着物を買取ると電話があり、処分してもよい着物があつたので来訪を承諾した。当日、若い男性が来て着物の購入価格は300円と言われ、あまりにも安かったが不要だったので了解した。すると業者が、ついでに貴金属の鑑定をしてあげると言い、母がつけていた祖母の形見の指輪をいきなり外しにかかった。突然のことに驚いて必死で断つたが、他の物も見せるよう執拗に言われ、怖くて手持ちのネックレス、指輪、ブレスレットを見せた。業者は一方的に3点全てを1,700円で買取ると言い、代金と領収書を渡した。他に古銭や切手はないかなとおもいつく求めてきた。宝石3点はそれぞれ10万円以上もしたものの納得できなかったが、怖くて断れなかった。

○ 相談者の属性としては、女性(79%)や高齢者(60代以上、57%)が多いという状況(数字は平成23年度)。

<PIO-NET(全国消費生活情報ネットワーク・システム)での相談件数>

19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
30	69	138	2,424	4,142

法案の概要

現行の特定商取引法は、消費者トラブルが生じやすい6つの取引類型を対象に、行政規制、刑事罰及び民事ルールを規定。今回の改正において、7番目の取引類型として「訪問購入」を追加。<赤字は参議院によって修正された部分>

(1) 法的措置を検討する対象物品	原則として全ての物品。ただし、訪問購入に係る消費者トラブル等のおそれがないと認められる物品については政令で対象から除外。
(2) 訪問購入業者に対する不当な勧誘行為の規制	<ol style="list-style-type: none"> ① 事業者名・勧誘目的等の明示義務 ② 不招請勧誘の禁止、勧誘意思の確認義務、再勧誘の禁止 ③ 不実告知・重要事項不告知を伴う勧誘の禁止 ④ 勧誘の際に人を威迫、困惑させる行為の禁止 など <p>注) 訪問購入により契約を行うことが通例であり、かつ売主の利益を損なうおそれがない、と政令で定められた取引態様は、訪問購入にかかる規制の適用が除外される。(事業者名の明示義務等を除く)</p>
(3) 書面の交付	次の事項を契約書面等に記載して交付する義務規定を設ける。 ・物品の種類 ・物品の購入価格 ・物品の引渡しに関する事項 など
(4) 訪問購入に係る売主(消費者)によるクーリング・オフ	<ol style="list-style-type: none"> ① 売渡し(購入)の契約締結後も、売主(消費者)は契約の一方的な解除(クーリング・オフ)ができる。 ② クーリング・オフの期間は8日間。 ③ クーリング・オフにより物品を確実に売主に巻き戻すためには、クーリング・オフ期間中は購入物品を売主の手元に置いておくことが肝要。このため、以下の規定を設ける。 ・クーリング・オフ期間中は、売主は物品の引渡しの拒絶が可能 ・物品の引渡しの拒絶が可能であることの書面記載義務 ・物品の引渡しの際の不実告知や威迫、困惑の禁止 など ④ ③にもかかわらず、同期間中に訪問購入業者に購入物品が引き渡され、更に第三者に転売された場合でも、売主がクーリング・オフしたときに、第三者(善意無過失の者を除く)に対して物品の所有権を主張できる規定を設ける。
(5) 第三者への物品の引渡しに関する売主への通知	クーリング・オフ期間中に第三者へ物品を引き渡した場合には、売主の求めの有無等に関わらず、第三者への引渡しに係る情報について売主に通知を行う。
(6) 物品を引き渡す際の第三者への通知	クーリング・オフ期間中に第三者へ物品を引き渡す際に、物品がクーリング・オフされた、あるいはされる可能性がある旨について当該第三者に通知を行う。

違反業者に対しては、業務停止等を命令。悪質な違法行為は、懲役や罰金の対象。

典型的な取引の流れのイメージ(勧誘からクーリング・オフ期間中まで)

